

## 京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金取扱要領

### (趣旨)

第1条 知事は、大学生等の早期のキャリア形成を図るため、大学、短期大学及び高等専門学校が行う社会的自立や職業観醸成等を目的とした学生のキャリア教育を推進する事業（以下「キャリア教育事業」という。）及び京都で学んだ学生の京都府内への就職を促進する就職支援プログラムを開発するため、低回生時のキャリア形成・京都企業の魅力発信から卒業年次の就活支援、卒業生で早期離職した者の再就職までの一貫した取り組みをパッケージ化し、モデル校において実施する「京都企業への就職に向けたプログラム」モデル事業（以下「モデル事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、大学等に補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要領において中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (2) この要領において大学等とは、大学、短期大学及び高等専門学校であつて京都府内に所在するもの又は京都府と就職支援に関する協定を締結しているものをいう。
- (3) この要領において大学生等とは、大学生、短期大学生及び高等専門学校生をいう。
- (4) この要領において府内の中小企業とは、京都府内に本社、支店等の事業所を構える中小企業者をいう。
- (5) この要領において京都府内への就職とは、京都府内に本社のある企業又は京都府内にある事業所に就職することをいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

第4条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の変更の承認申請)

第6条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の増減
- (2) 事業内容の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が必要と認める場合は、交付決定を受けた補助金の額の80パーセントに相当する額を限度として補助金の概算払を受けることができるものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第7号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第8号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

事業区分	補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額等
キャリア教育事業	府内の中小企業者と連携して大学生等に対して行う次に掲げる事業 (1) 中小企業者の仕事内容や職場環境等について理解促進を図ることを目的とした事業 (2) 中小企業者の魅力を伝えることを目的とした事業 ただし、業界研究会、合同企業説明会等の複数の企業が参加する事業においては、参加企業のうち府内の中小企業の占める割合が50%以上の場合にのみ補助対象とする。	大学等	講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、広報費、通信費、役務費及び委託料その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1回の事業に対して10万円。ただし、年度内の事業の実施回数は、次に掲げる大学生等の人数の区分に応じ、それぞれに定める回数を上限とする。 (1) 10,000人以上 5回 (2) 1,000人以上10,000人未満 3回 (3) 300人以上1,000人未満 2回 (4) 300人未満 1回
「京都企業への就職に向けたプログラム」モデル事業	大学生の府内就職及び定着促進に資する事業で、次の(1)～(5)の各号に該当する事業を包括的に含む事業。 (1) 京都で学んだ学生の京都府内企業への就職を促進することを目的とした事業 (2) 卒業後、早期離職した者について、速やかな再就職に繋げることを目的とした事業 (3) キャリア教育、ワークルールの理	京都企業への就職に向けたプログラムモデル事業実施大学	消耗品費、印刷製本費、広報費、通信費、役務費及び委託料、人件費(ただし、専ら補助対象事業に従事する職員、補助対象事業の運営補助者として臨時雇用する当該校の学生に限る。)、その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1校当たり上限300万円。(うち、人件費については、上限120万円。)

	解促進を目的とした事業 (4) モデル校と京都ジョブパークの連携促進に繋がる事業 (5) 府北部へのUIJターン学生、障害学生、留学生等の京都府内企業への就職を促進することを目的とした事業				
--	--	--	--	--	--



別紙1

事業実施計画書

事業の名称

事業の概要（内容、対象者、実施回数等）

事業の実施が必要な理由

事業の実施により推進するキャリア

教育の内容

実施予定場所

実施時期

別紙 1-2

京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金 対象企業一覧（京都府外・大企業も含む）

大学名： \_\_\_\_\_

事業名： \_\_\_\_\_

対象	会社名	業種	本社所在地		府内事業所	資本金		従業員数	

中小企業の定義

製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人



別紙2

事業費所要額調

経費名称	経費区分	補助事業に要する経費	補助金所要額
		円	円
合計		円	円

別紙3

事業収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額
府補助金	
自己資金	
合計	

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額
合計	



(裏面) 事業計画

内 容	補助対象の区分	補助事業に 要する経費	備考 (積算等)
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
(事業名) 内 容 : 実施時期 : 主な対象者 :			
補助対象経費 計			
補助金交付申請額			補助対象経費の 1 / 2 以内 (上限 3000 千円)

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所  
氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金取扱要領に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業の変更内容

変更前	変更後

(2) 経費内訳

(単位：円)

経費の名称	補助事業に要する経費		補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

3 その他

モデル事業に関する補助金の変更については、変更後の第1号様式別紙4を添付すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所  
氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業  
を下記のとおり中止(廃止)したいので、京都府大学等キャリア教育支援事業補助金取扱要  
領に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)する補助事業の内容
- 2 理由
- 3 中止(廃止)の時期

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所  
氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金遅延等報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業の遅延等について、下記のとおり事故がありましたので、京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金交付要領に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 これまでに要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注 事故の理由を立証する書類を添付してください。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所  
氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業  
を 年 月 日付けで完了(廃止)しましたので、京都府大学等キャリア教育支援事  
業費補助金交付要領に基づき下記のとおり報告します。

記

添付書類

1 キャリア教育事業

- (1) 事業結果報告書(別紙1)
- (2) 対象企業一覧(別紙1-2)
- (3) 事業費精算書(別紙2)
- (4) 事業収支決算書(別紙3)

2 モデル事業

- (1) モデル事業結果報告書(別紙4)
- (2) 事業収支決算書(別紙3)



別紙1

事業結果報告書

事業の名称	
事業内容	
実施場所	
実施期間	



別紙2

事業費精算書

経費の名称	経費区分	支出額	補助金額
		円	円
合計			

## 事業収支決算書

## 1 収入の部 (単位:円)

区分	予算額	決算額	増減額
府補助金			
自己資金			
合計			

## 2 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	決算額	増減額
合計			



(裏面) 事業計画

内 容	補助対象の区分	補助事業に 要した経費	備考
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
(事業名) 内 容 : 実施時期: 主な対象者:			
補助対象経費 計			
補助金交付申請額			補助対象経費の1/2 以内(上限3000千円)

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所  
氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業  
について、京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金交付要領に基づき、概算払を下記  
のとおり請求します。

記

1 交付決定額	円
2 概算払受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残額	円

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金に係る消費税及び  
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業  
に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたの  
で、京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金交付要綱に基づき報告します。

記

- 1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額)  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕  
入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。



第8号様式（第14条関係）

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には、区分して記載してください。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所  
氏名又は名称及び代表者名

印

年度京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記補助事業  
に関し、下記の財産を処分したいので、京都府大学等キャリア教育支援事業費補助金交付  
要綱に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由